

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>（有価証券報告書の提出期限の承認の手續等）</p> <p>第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該有価証券報告書に係る会計年度又は事業年度（以下この条及び第十四条の四において「会計年度等」という。）終了の日</p> <p>三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国債等の発行者の本国の法令又は慣行に関する事項</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国債等の発行者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその会計年度等経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後六月以内（直前会計年度等に係る有価証券報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る同</p>	<p>（有価証券報告書の提出期限の承認の手續等）</p> <p>第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該有価証券報告書に係る会計年度又は事業年度（以下この条において「会計年度等」という。）終了の日</p> <p>三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国債等の発行者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその会計年度等経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後六月以内（直前会計年度等に係る有価証券報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る第</p>

項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 (略)

(外国者報告書の提出要件)

第十四条の二 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国者(同項に規定する報告書提出外国者をいう。次条から第十五条の五までにおいて同じ。)が有価証券報告書等(同項に規定する有価証券報告書等をいう。この号において同じ。)に代えて外国において開示(同項に規定する外国において開示をいう。以下同じ。)が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されたもの(次条から第十四条の六までにおいて「外国者報告書」という。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 | 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 | 外国金融商品市場(法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。)を開設する者

二 | 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市

一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの会計年度等に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 (略)

(新設)

場を開設する者

(外国人報告書の提出等)

第十四条の三 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国人報告書を提出しようとする報告書提出外国者は、外国人報告書及びその補足書類(法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定する補足書類をいう。第十四条の六第二項第一号において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

(新設)

2 法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定する外国人報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 第三号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ 「第 1 募集(売出)債券の状況」

ロ 「第 3 発行者の概況」の「3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合」の「(4) 業務の概況」及び「(5) 経理の状況」

二 第四号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ 「第 1 上場債券等の状況」

ロ 「第 2 上場債券等に関する基本事項」の「9 課税上の取扱い」

「第4 発行者の概況」の「3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合」の「(4) 業務の概況」及び「(5) 経理の状況」

3 法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定する外国者報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項であつて、当該外国者報告書に記載されていない事項のうち、当該各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとす。

4 法第二十七条において読み替えて準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国者報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 第二項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国者報告書に記載すべき事項との対照表

三 第四号の様式により作成した書面

（外国者報告書の提出期限の承認の手続等）

第十四条の四 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国者報告書を提出しようとする報告書提出外国者が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には

（新設）

、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならぬ。

一 当該外国者報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 当該外国者報告書に係る会計年度等終了の日

三 当該外国者報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国者の本国の法令又は慣行に関する事項

2 前項に規定する承認申請書には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文を添付しなければならない。

3 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国者が、その本国の法令又は慣行により、外国者報告書をその会計年度等経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後四月以内（直前会計年度等に係る外国者報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る外国者報告書について、承認するものとする。

4 前項の承認は、同項の報告書提出外国者が毎会計年度等経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出する

ことを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一 当該会計年度等中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の
関係条文

5 第二項に規定する書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(外国人訂正報告書の提出要件)

第十四条の五 法第二十七条において準用する法第二十四条の第二項において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国者が訂正報告書に代えて外国において開示が行われている当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国人訂正報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないのとして認める場合とする。

(新設)

(外国者訂正報告書の提出等)

第十四条の六 第十四条の三第一項及び第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、報告書提出外国者が外国者訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 法第二十七条において準用する法第二十四条の二第四項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとす。

- 一 訂正の対象となる外国者報告書及びその補足書類の提出日
- 二 訂正の理由
- 三 訂正の箇所及び訂正の内容

(外国者半期報告書の提出要件)

第十五条の二 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国者が半期報告書に代えて外国において開示が行われている半期報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの(次条において「外国者半期報告書」という。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国者半期報告書の提出等)

第十五条の三 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第七項の規定により外国者半期報告書を提出しようとする報告書提出外

(新設)

(新設)

(新設)

国者は、外国者半期報告書及びその補足書類（法第二十七条において準用する法第二十四条の五第八項に規定する補足書類をいう。第十五条の五第二項第一号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第八項に規定する外国者半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第五号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第1 募集（売出）債券の状況」

二 「第2 発行者の概況」の「4 銘柄の状況」

3 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第八項に規定する外国者半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第五号様式による半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国者半期報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとする。

4 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第五号様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国者半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 第五号様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相

当する外国者半期報告書に記載すべき事項との対照表

三 第十四条の三第四項第三号に掲げる書面

(外国者半期訂正報告書の提出要件)

第十五条の四 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第十
二項において準用する同条第七項に規定する内閣府令で定める場合
は、報告書提出外国者が訂正報告書に代えて外国において開示が行
われている当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載された
もの(次条第一項において「外国者半期訂正報告書」という。)を
提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長
官が公益又は投資者保護に欠けることがないのとして認める場合と
する。

(新設)

(外国者半期訂正報告書の提出等)

第十五条の五 第十五条の三第一項及び第四項(第三号に係る部分に
限る。)の規定は、報告書提出外国者が外国者半期訂正報告書を提
出する場合について準用する。

(新設)

2 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第十二項におい
て準用する同条第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、
次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

- 一 訂正の対象となる外国者半期報告書及びその補足書類の提出日
- 二 訂正の理由
- 三 訂正の箇所及び訂正の内容

第四号の二様式

【表紙】

【提出書類】 (2)	外国者報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会計年度（又は事業年度）】 (3)	第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）
【発行者の名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【住所】	_____
【電話番号】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____
	(所在地)

(記載上の注意)

- (1) 一般事項
日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。
- (2) 提出書類
提出しようとする書類が、外国者報告書以外の書類である場合は当該書類の名称を記載すること。
- (3) 事業年度
提出しようとする書類が、外国者半期報告書である場合は「【会計年度（又は事業年度）】第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）」を「【中間会計期間】第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）」と読み替えて記載すること。